

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和6年度 第1回 芦屋市男女共同参画推進審議会
日時	令和6年7月8日(月) 午後3時～4時30分
場所	芦屋市役所分庁舎2階 大会議室
出席者	会長 奥野 明子 副会長 細川 由美子 委員 熊懷 賀代、倉井 正人、関 めぐみ、田岡 久美子、本宮 隆徳、湯本 俊哉、和田谷 幸子(敬称略)
事務局	市民生活部長 大上 勉 市民生活部市民室人権・男女共生課長 竹内 浩文 市民生活部市民室主幹(女性活躍支援担当) 小杉 頼子 市民生活部市民室人権・男女共生課男女共生係長 高松 靖子 市民生活部市民室人権・男女共生課員 青木 祐馬 市民生活部市民室人権・男女共生課員 和田 実奈
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者全員の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事：第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プランの進行管理について

(3) その他：令和7年度第1回芦屋市男女共同参画推進審議会について

2 提出資料

令和6年度第1回芦屋市男女共同参画推進審議会 次第

資料1：第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 令和5年度施策体系別評価

資料2：第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 施策一覧(全事業一覧)

資料3：第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 数値目標実績

3 審議内容

=開会=

=部長あいさつ=

=事務局紹介=

=会長のあいさつ=

=会議の公開について説明=

=議事=

奥野会長：では、議事に入ります。次第の2について、まず第5次男女共同参画行動計画ウィ

ザス・プランの進行管理、令和5年度実績報告についてご説明いただいた後、委員の皆様からご意見等をいただきたいと思っております。始めに、事務局から本日の資料の確認と説明をお願いします。

●事務局より第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プランについて、資料1～3に沿って説明

奥野会長：ありがとうございました。資料3「第5次男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン 数値目標実績」の目標（令和9年度）の数値は令和9年度時点で達成しておきたい数値ではなく、毎年目標値という意味で間違いないでしょうか。例えば、同資料の基本目標1、施策の方向性（1）主な取組①「男女共同参画センターを中心とした取組」の目標は、令和9年度時点で500人というより、毎年500人を目標に取り組みということでしょうか。

事務局／竹内：おっしゃる通り、1年間で500人を達成する水準にはもっていききたいということですので、単年度で500人を達成することを目標に取り組みます。

奥野会長：令和9年度までに目標値へ段々と近づけるといふより、毎年目標値を目指すということですね。では、先ほどご説明いただいたように、資料の中身が多岐にわたっていますが、委員の皆様がそれぞれの立場で気づいたことがあれば、ご意見いただけますか。

関委員：基本目標3、施策の方向性（1）主な取組②「市附属機関等における女性委員の割合」の項目の目標値に対し、令和5年度実績では、36.9%となっています。昨年この数値に関して、各附属機関の男女比のリストを作成し、把握する必要があると伝えましたが把握していますか。

事務局／竹内：各附属機関の男女比については、市のホームページの附属機関等一覧の附属機関ごとに名簿、男女構成、女性委員の割合等を掲載しています。男女比をまとめたリストは市のホームページに掲載していませんが、主な数値は把握しているのでお答えできます。

関委員：昨年の審議会では、防災分野での女性委員の割合が少ないことを話したと思うので、現在、目標を達成していない附属機関の数と名称を教えてください。

事務局／小杉：令和5年4月1日時点では、40%未満の附属機関が41機関。60%を超えている機関が6機関。40%以上60%以下の機関が29で合計76機関です。その中でも女性委員が全くいない機関は6機関で、それらの所管課には、まずは1人でも、委員に女性を加えてほしいと依頼しています。防災分野の附属機関に関して、防災会議は14.7%、34人中5人が女性、防災会議幹事会は26.5%、34人中9人が女性となっています。

関委員：ありがとうございます。女性委員が全くいない機関は6機関とおっしゃいましたが、昨年と同じ数値でしょうか。

事務局／小杉：令和4年4月1日時点では女性委員が全くいない機関は5機関でした。附属機関の委員を所管課が決める際に、充て職、例えば法令等で公共機関の長などが委員になる

と決まっている機関もあります。委員が多い機関であれば、市民委員や団体からの推薦に女性を加えることが可能かもしれません。しかし、委員が少ない附属機関では、決まった役職の委員が入っていることもあります。それは、社会全体で、役職に就く人は男性が圧倒的に多く、女性が就きにくい傾向の分野もあるので、そういった分野の附属機関を持つ所管課へは人権・男女共生課から個別に働きかけをしています。

関委員：ありがとうございます。女性委員が全くいないのは問題なので、委員長が決まっているのであれば、副委員長でもいいので、女性委員を入れるよう、来年度までに引き続き働きかけをお願いします。

奥野会長：女性委員がいない6機関はどこですか。また、どんな分野は女性委員が少ないのでしょうか。

事務局／小杉：選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、打出芦屋財産区共有財産管理委員会、緑ゆたかな美しいまちづくり紛争調停委員会、環境処理センター施設整備基本計画検討委員会です。

奥野会長：もっとバイアスがかかりそうな分野の機関をイメージしていましたが、例えば、選挙管理委員会はなぜ女性委員がいないのでしょうか。

事務局／小杉：選挙管理委員会は、全体の委員数が4人で少ないからかもしれません。

奥野会長：働きかけ方に工夫が必要かもしれません。市のホームページに男女構成の他、個別の委員名と、性別も掲載されているのですか。

事務局／竹内：個別の性別ではなく、比率の掲載です。

奥野会長：他にご意見はございますか。

細川副会長：附属機関の委員に女性が入りにくい状況が続いていることは理由がありますか。

事務局／小杉：所管課からは、女性の専門家が見つからない、団体から推薦される際に、既に団体の決まった役職の人を推薦されることがあり干渉できないと聞いています。所管課へは、決まっている役職から推薦される場合は仕方がないがそうでない場合は、「長」でなくても、委員に女性をできるだけ入れていただくよう、団体に依頼してはどうかとお伝えしています。

細川副会長：専門家がいらないから女性を入れないのではなく、自由な意見が交わされるために女性委員を入れるようハードルを低くする働きかけが必要だと思います。

事務局／小杉：女性の専門家が見つからない機関には、市民委員に女性を加えることなどを提案しています。

奥野会長：その他のご意見はございますか。

湯本委員：令和9年度の目標の目標値はどのように設定しましたか。

事務局／竹内：計画策定年の審議会で議論しましたが、第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プランの目標値は、高過ぎて目標を達成できなかったものが多かったので、第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プランは毎年継続的に達成しながら向上していけるように現状の実績から少し高いところに目標値を設定しました。

湯本委員：令和9年度の目標値は変わらないということですね。令和6年度から女性支援新法が施行されていますが、それに伴って今後計画の内容を変更することはありますか。

事務局／小杉：女性支援新法については、本計画を策定した際には法律は制定されていて、施行が令和6年4月1日予定でした。そのため、計画策定の際は施行されていませんでしたが、女性支援新法を含んだ内容で計画を策定したので、施行に伴い計画を変更する予定はありません。

奥野会長：本計画の5年間で何か変化した場合に、計画を変更するか検討することは大事です。本計画に関わる重要な法律が改正される際は、本審議会での意見を通して本計画の内容を変更することは可能でしょうか。

事務局／竹内：審議会でいただいたご意見を幹事会、本部会で共有し、計画へ反映させることは可能です。

奥野会長：変化が激しい時代なので、委員の皆様は今後、本計画に反映した方がいい内容がありましたら、心に留めておいて、本審議会でおっしゃっていただけたらと思います。その他いかがでしょうか。

本宮委員：資料1基本目標1、(2)「市職員への啓発や学校園等での学習」の職員向け研修では受講対象を例年の新任職員に加え入庁15年目までの職員に拡大したと記載していますが、意識醸成が必要なのは、15年目より上の職員だと思います。入庁15年目までの職員の年齢は大体30歳代までに当たると予想されますが、その年代は男女共同参画に関する意識が元々高いと思うので、それより上の年代を対象に研修した方が良いと思います。研修対象者を15年目で区切った理由を教えてください。また、資料3基本目標1、(1)主な取組①「男女共同参画センターを中心とした取組」の目標値が500人に対し、実績が648人で目標を達成しているの、目標値を見直す必要があると思います。

事務局／竹内：648人という実績は、男女共同参画センターで行う講座や事業の参加者の積み上げで、令和5年度は講座や事業を多く実施し、申込者が増えるよう工夫して全力で走った結果です。また、研修対象者の設定については、令和4年度は管理職を中心とした研修を実施したので、令和5年度は対象者を若手職員中心にし、奥野会長を講師としてお招きし、実施しました。15年目より上の年代に対する研修の重要性は認識していますので、今後も実施します。関連して、資料3基本目標1、(2)主な取組①について、例年、係長、課長に昇任する職員を対象とした研修を実施し、令和5年度は昇任する職員が少なかったため、それに伴い実績が114人でしたが、今後も継続して実施していきます。また、本計画の幹事会は課長級、本部会は部長級職員ですので、進捗状況を報告し、意識醸成を図っていきます。

本宮委員：役職に就いている職員は、知識が増え、意識も変わると思いますが、役職に就いていない15年目より上の職員に対して研修や意識醸成は行わないのでしょうか。

事務局／竹内：入庁から10年を経過すると大体係長に昇任し、その後、課長補佐、課長へ昇任するので、研修の受講対象者に当たらない隙間の職員がいるかもしれませんが、昇任するタイミングで研修を行うことでほとんどカバーできていると考えています。また、研修については、受講対象者以外の希望者も受講可能と周知しています。庁内職員が利用するグループウェアという機能を活用し、男女共同参画週間事業、女性に対する暴力をなくす運動、国際女性デー等のタイミングで周知を行い、意識醸成を図っています。ご意見いただいた15年目より上の職員を対象とする研修も、今後実施を検討していきます。

奥野会長：ありがとうございます。現在、実施している研修でほとんどの職員が受講できているという認識で間違いはないですか。

事務局／小杉：男女共同参画に関する研修に毎年全職員が受講することは、現実的に難しいので、研修を受講した職員には所管課で研修内容を共有することをお願いしています。

奥野会長：研修は基本的に義務ではなく、任意の受講となっています。周知をしていますが、全職員に必須の研修とは位置付けられていないため、委員の皆様がイメージしている研修とは違うのかもしれませんが。男女共同参画に関する研修が全職員受講必須の研修と位置付けられることが次の課題だと思います。

本宮委員：例えば、50歳より上の職員は全員が部長級なのでしょうか。そうでなければ、役職に就いていないその年代の人は、特に男女共同参画に関する意識が若い年代に比べて低いと思うので、啓発をお願いします。

事務局／竹内：参考にさせていただきます。

奥野会長：その他はいかがでしょうか。

細川副会長：私は助産師で防災を専門にしているので、前回出席した審議会では、防災に関して発言しました。現在、防災委員は女性が5人多いことは分かりましたが、年齢層によって、生活が異なっているので、5人の年齢層を教えてください。被災地の能登半島へ行った際に、避難所運営には女性があまり関わっていないことを知りました。芦屋市では避難所運営に女性がどれだけ関わっているか把握していますか。また、令和5年度に5回防災に関するセミナーに参加しましたが、男女共同参画に関する視点については一般的な内容でしたので、どの部分に男女共同参画の視点を導入しているのか明確にしてほしいです。また、情報発信に課題があることは以前より指摘されていました。芦屋市の紙媒体の広報ではイベントの記事を多く見かけます。しかし、Facebookでは色んなイベントが実施されているのにも関わらず、全体的に投稿は少なく、イベント終了後の評価や報告も投稿されていません。他市ではInstagramでの投稿の事例も見かけますので、情報発信について芦屋市では改善されているのかお伺いしたいです。

事務局／小杉：附属機関等の委員構成について、所管課からの情報は集まっており、推薦や充

で職で委員に入っている人が多いです。防災会議は40代後半～60代以降の委員が多く、20、30代の委員はほとんどいない印象を受けます。

細川副会長：防災訓練も20、30代の参加者はほとんどいないのでしょうか。

事務局／小杉：防災訓練は防災会議とは別で、防災安全課の職員が市民と一緒に訓練等を実施しています。

事務局／竹内：講座や事業の報告は、令和6年度は年に4回発行を予定しているセンター通信「ウィザス」に記事を掲載しており、発行は紙面だけでなく、市のホームページやFacebookに掲載しています。また、令和5年度より紙面に講座や事業の報告を掲載するように変更しています。

細川副会長：市民としては、講座や事業の報告を見て、次は参加したいという気持ちになることもあると思います。例えば、NPO法人はイベント終了後に、参加者数や参加者の感想を掲載しています。市は講座や事業の告知は多いが、実施後の報告は少ないように感じます。

事務局／竹内：集客のため告知にはかなり力を入れていますが、実施報告や感想の掲載はセンター通信「ウィザス」の紙面のみとなっていますので、いただいたご意見を参考にし、報告の発信もしていきたいと思います。

奥野会長：広報に時間や人手が足りなければ、どの媒体を重視するかも考えなければいけません。また紙媒体の利用は30代から下の年代は少なくなっていくと思います。

関委員：本計画の基本目標1、(1) 主な取組②「防災・減災取組」について、どういう形で男女共同参画の視点が導入されているのか気になりました。また、知り合いに神戸市の職員がいて、被災地に派遣した後、能登半島地震と阪神・淡路大震災の被害では、年齢構成が大きく異なり、特に能登半島は高齢化が進んでおり、阪神辺りと構成が違うので、若者を取り込まないと、大きな被害を生むと言っていました。報道にもあるように、被災時の男女の役割分担として、男は力仕事で女は炊き出しという状況がまた起こるのではないかと懸念しています。被災地ではトイレも使えず、生理用品は夜用がない、羽根つきがないなどの備蓄状況も聞きました。被災地に派遣された芦屋市の職員は、被災地の現場を見て、芦屋市では今後どんな対策をしていけば良いか、気づきがあれば教えてください。

事務局／大上：今回、私が被災地に派遣されたわけではないですが、被災地へは、保健師や教師、事務職の職員等、様々な立場の職員が派遣されています。特に若い年代が希望して派遣される時代になってきています。関委員がおっしゃるように、災害の種類や地域の特徴によって被災状況は異なります。大切なことは、阪神・淡路大震災等の大きな震災を経験していない若い年代の職員が被災地に派遣され、衝撃を受けると思いますが、被災地のために支援することと、派遣を終えて、芦屋市に還元することです。先日、派遣職員による任意で参加可能なハイブリッド形式での報告会を防災安全課主催で実施し、その報告内容を防災計画に落とし込み、対策を強化するよう取り組んでいます。高島市長は阪神・淡路大震災後に生まれていますが、経験していないことを市のリーダーとしてどう消化し、どこに予算を割くか考え、対策を進めていくことを強調しています。また、来年の1月が阪

神・淡路大震災から30年となるため、近隣他市とも情報交換を行っています。被災を経験した職員だけでなく、被災地へ派遣された職員が震災を経験していない職員と情報を共有することで、若い年代の女性の視点が入った防災対策も進めており、私たちも所管の立場から見識のある先生のご意見や知識をご紹介していきたいと思っています。また、対象を絞った情報発信の仕方と優先順位をより意識していきます。委員の皆様には専門的なご意見をいただけたらありがたいです。

関委員：ありがとうございます。例えば、性的マイノリティの方々が震災の時に弱い立場にいたと言われています。その知識は東日本大震災の報告書にまとめられているので、情報共有できる場があると良いなと思います。

和田谷委員：東日本大震災などで避難所や共用スペースにおける女性や子どもに対する性暴力が報告されていますが、避難所におけるプライバシー保護やジェンダー平等の視点に基づく取組は非常に重要だと思います。日本は地震災害が多い国であるにも関わらず、台湾やイタリア等の他の諸外国と比べてまだまだ遅れていると聞いているので、過去の経験や報告書を活かし災害時に十分な支援ができるようにしていただきたいです。

田岡委員：情報発信についてですが、私が東京に住んで子育てをしていた頃は、行政の情報は市の公式LINEから得ていました。意外と子育て世帯は掲示板から情報を入手していると思います。JR芦屋駅周辺を歩いていると、保育園や幼稚園帰りの母親が、子どもと一緒に掲示板を見て、「夏祭りのイベントがもうすぐあるね」と話す姿を見かけます。人通りが多い掲示板に掲示すると効果があると思います。防災の啓発については、震災に備えて、防災グッズの用意を推奨する旨を記載したチラシをドラッグストアに配架できれば良いと思いました。資料3の基本目標3、施策の方向性（2）主な取組①「子育て・介護等の支援」について、病児保育を利用したい時に、3日間程利用できなかった経験があり、同じ経験をした人は多いと思います。利用したかったけど利用できなかった人は何人くらいいるのでしょうか。先月、様々な病気が流行り、4日先まで利用予約ができない状況だったので、所管課が異なるかもしれませんが、改善してほしいです。

事務局／小杉：所管課へ確認すると、利用者数は把握しているが、利用したくてもできなかった人の正確な数値は把握していないとの回答でした。今後所管課へ利用したくてもできなかった人の正確な数値を把握し、保育場所や定員の拡大に努めるよう伝えます。

田岡委員：市立芦屋病院の病児保育を利用したことがあります。個室で広場もあり、小規模保育園より広い印象を受けました。

事務局／小杉：預かっている子どもの症状によって、部屋が広くても一緒に保育できる時と、できない時があると聞いているので、その辺りも含めて所管課へ伝えます。

熊懷委員：先ほどの被災地派遣の報告会は、市民向けではなく職場内で実施されたのでしょうか。

事務局／大上：職場内で実施しました。本来は市民へ向けても実施するべきだと考えています。

熊懷委員：私達市民もできれば報告会を聞きたいです。被災地の現状を知り、経験を吸い上げられたら良いと思います。SNSの活用について、例えば、小学校や地域の公園で実施する防災訓練は、家族連れが多く足を運んでいます。煙を浴びる体験をして、怖さを感じるだけでなく、紙のアンケートでは難しいけれど、SNSでその感想や防災対策にどう活かされるか投稿し、可視化してほしいです。委員には高齢の方しかいなくても、いろんな人の意見が吸い上げられる方法を検討し、実現すると良いと思います。

奥野会長：ありがとうございます。熊懷委員がおっしゃるように、SNSは双方向で情報発信できるメリットがあります。倉井委員は何かご意見ございますか。

倉井委員：話は少し変わりますが、昨日、東京都知事選で石丸さんが二位になりました。選挙期間の安芸高田市と東京都議会のインターネットの閲覧者数を比較すると、東京都議会の方が少ないというデータが算出され、安芸高田市のインターネットの閲覧者数は全国で一位でした。石丸さんはYouTubeでの発信に力を入れていましたが、発信しても、見られないことが課題で、見られない理由は興味関心がないからと話していました。本審議会の資料も苦勞し作られていると思いますが、市民に見てもらうことが一番大事だと思います。見ってもらうための資料作りや興味関心を引くための知恵が全国で共通している一番の課題だと思います。石丸さんの情報発信方法を参考にされたら良いと思います。

奥野会長：ありがとうございます。私たちは委員の役割として本審議会で意見を述べていますが、市民にどのように関わってもらうかが重要です。

和田谷委員：資料2の基本目標2、施策の方向性(1)主な取組①「年齢に応じた性教育の充実」No.10の令和5年度取組実績について、「生命の尊厳について学習をした」と記載がされていますが、国際基準では、生きることと性教育は切り離せないものとされていると理解しています。性教育の中にはLGBTQや性の多様性の問題も含まれてくると思いますが、国際セクシュアリティ教育ガイダンス(ユネスコ)について検索すると、日本語訳文をPDFで閲覧できます。このような題材を活用し、一般の方が理解しやすいようなリーフレットの作成や、関連する講座を実施してもらいたいと思いますが、そのような予定はありますか。なお、包括的性教育は誰も性暴力の被害者や加害者にしないということにつながり、DV等の問題もここに含まれると思うので、研究していただきたいです。また、DVに関しては、先ほど女性支援新法と共同親権の話が挙がりましたが、この令和6年4月1日から女性支援新法は施行され、DV防止法は改正により精神的暴力が保護命令の対象に加わりましたが、これらを意識した取組というのはされていますでしょうか。私が日頃、法律相談を実施する中ではモラハラに関する相談が非常に多いと感じているのですが、暴力は昔とくらべて潜在化、複雑化している気がします。精神的DVによって「心的外傷後ストレス障害(PTSD)」を発症している方もおられ、必ずしも身体的DVだけが深刻で重症な影響をもたらすわけではありません。しかも、DVは外部からの介入支援がないと抜け出せません。このため、周知も大事ですが、被害に遭っている本人は自覚がないというケースも多いため、被害者をどう支援に繋げるかという視点も重要だと思います。また、被害者の方から、精神科や心療内科はどこも混んでいて、初診までに時間がかかると聞いています。現在の国の指針によると、精神的暴力で保護命令が出せる傷病は5つに限られていて、しかも診断書が必須となっています。そのため、早く診断書を取得できなければ、改正されたDV防止法を活用できません。精神科やトラウマ治療に詳しい臨床心理士らと早い段階で、連携し、運用に活かせるように取り組んでほしいです。加えて、

面会交流に関して支援機関がないことも困っているの、支援機関の立ち上げのため市民団体と連携し補助金を出すなどの取組はできないのかと思います。養育費についても、明石市のような独自の立替支援事業の実施を検討いただけるとありがたいです。今後、離婚後共同親権導入でより困った状況に追い込まれるのはDV被害者です。被害者を適切に支援し、離婚後共同親権下でこういった弱い立場にある人たちをどう守っていくかは大きな課題になると思います。安全安心な共同親権が実現するように市も勉強会の実施や支援者等と連携を深めていっていただきたいです。最後に、資料3の基本目標2、施策の方向性(2)主な取組①「DV被害者支援」No.28の公営住宅等の入居に関する情報提供について、離婚した家庭の住居に関する問題は大きく、公営住宅に空室がなく入居できないという声をよく聞きます。公営住宅に入居しやすいような仕組みや周知を整えてほしいです。母子家庭はじめとする生活困窮世帯で公営住宅の入居希望者は多いと思いますので、現在の空室状況等の情報周知や住宅支援窓口があれば良いなと思います。

奥野会長：ありがとうございます。いずれも重要なご意見ですが、事務局からお答えいただけますか。

事務局／小杉：DV防止法が改正されて精神的暴力が保護命令の対象になったことは市のホームページでも案内しております。また、保護命令の要件に合う相談者には、個別に情報提供をしており、被害が精神的暴力のみでも、保護命令の要件に該当する可能性があるかと伝えていきます。公営住宅の入居については、国からも被害者へ公営住宅の入居を支援する旨の通知を出していることもあり、住宅管理センターやその所管課に対して、被害者には特に配慮していただくようお願いしています。共同親権については、弁護士へ相談・委任をするよう助言をしています。

和田谷委員：離婚後共同親権施行後、DV被害者が避難することを躊躇したり、支援者の側が加害者から訴えられることを危惧して支援に抑制的となり、介入のタイミングが遅れるのではないかと心配しています。施行までに正しい知識を身につけていただくよう、これまで以上に弁護士等と連携して研修を実施いただければと思います。

奥野会長：ありがとうございます。他にご意見はありますか。

関委員：一時保護所について、空室がなく入居できないのか、環境が悪くて入居したくないのか、理由は様々だと思いますが、入居状況が気になります。先ほど田岡委員がおっしゃった病児保育に関連して、資料2の基本目標2、施策の方向性(1)主な取組③「悩み相談事業」の取組実績について、例えば、法律相談を予約したいが数か月先まで埋まっているという話もよく聞きます。相談希望者が多いのであれば、枠を増やすことを検討した方がよいのではないのでしょうか。また、DV被害者支援では、相談員が非正規職員であるなど立場が弱いことはよく耳にするので、安定的に支援できる知識を持った相談員の体制強化も、ご検討いただきたいです。

熊懷委員：資料3の基本目標3、施策の方向性(2)主な取組②「男性の家庭生活での活躍推進」③「働き方改革の推進」について、市職員は目標値を達成していること、資料2の同取組No.49の令和6年度実施目標から、育児休業を取得しやすい仕組みになっていて嬉しいです。民間に勤めている人から、自分が育児休業を取得すると、代わりに業務をこなす人がいないから休めないという話を聞きました。最長4週間の育休取得と2回までの分割

取得ができる「産後パパ育休」が制定されたことを伝えると、知らなかったと言っていました。市職員だけでなく、市民も制度や育児休業の取得状況を知ることができたら良いなと思います。

奥野会長：長い時間にわたって皆様から貴重な意見いただきましてありがとうございます。まだまだ意見を言いたい方もいらっしゃるかと思いますが、時間になりましたので、ここで一旦切りたいと思います。事務局からその他ございますか。

事務局／高松：本日はたくさんのご意見をいただきありがとうございました。皆様からいただいたご意見は、所管課に共有するとともに、庁内の男女共同参画推進本部に報告させていただき、本部員の意見を踏まえ、修正等を加えたいうで、ホームページに公表します。なお、追加のご意見等がございましたら、7月16日までに事務局へご連絡をお願いします。私からは以上です。

倉井委員：最後に発言良いですか。

奥野会長：どうぞ。お願いします。

倉井委員：男女共同参画社会の推進のため芦屋市が抱えている課題を三つ教えてください。

事務局／竹内：一つは市民に届く情報発信です。職員は大分意識が変わってきている実感があります。二つ目として、回数は数値目標にしていることもあり伸びていますが、職員と市民に対する啓発の質を高めることを追求していきます。三つ目として、関委員がおっしゃったように防災分野の男女共同参画の視点は、避難所運営に女性を配置する、内閣府が作成した避難所チェックシートを紹介するなど基礎的な啓発にとどまっているので、さらに深めていきます。また、相談の枠について人権・男女共生課で実施しているのは「女性のための悩み相談」で、心の悩み相談、家事相談、法律相談があります。実績では、心の悩み相談が144枠に対して111枠埋まり77%でした。家事相談が48枠に対して25枠で、52%。女性のための法律相談は48枠に対して30で63%でした。

事務局／小杉：心の悩み相談は、予約を入れていたけれど、当日に体調が悪くなり、相談に来られない人も何人かいます。その場合、月に2回実施しているので、次の日程に変更して相談を受けることもあり、どの相談に関しても枠が足りなくて予約できないことはないと考えています。

関委員：特に、法律相談は人気で予約が取れないイメージがあります。そもそも市の相談事業を知らない市民もいると思うので、知ってもらう情報発信が大事だと思います。

事務局／竹内：男女共同参画週間事業、女性に対する暴力をなくす運動、国際女性デーの際は、年3回、職員と市民向けに啓発をしていますが、伝わり切らない部分もあるので、多くの人に情報が届くよう工夫して啓発していきます。

事務局／小杉：啓発はFacebookやLINE等のSNSを活用しています。

関委員：掲示板を使っても良いと思います。

奥野会長：Facebookは、若い年代の利用が少なくなっています。

本宮委員：男女共同参画について特に知ってもらいたいのはご年配の方々ですよ。

奥野会長：土壌を変えたい世代は上の世代ですが、相談を求めている年代はもう少し若い年代の人が多いかもしれません。年代に合わせた有効な周知方法の検討は、マーケティングの知識が必要になってきます。

和田谷委員：周知の課題は他の自治体でも共通の課題としてあるように感じます。ただ、たとえばSDGsを例に挙げると、短期間でも多くの人に認知されてきたように思いますし、電車の吊り広告の活用等、市民が多く利用する鉄道会社とか民間と連携したりして進めれば大きな効果が出たりするのではないかと感じています。

事務局／大上：SDGsは行政と民間企業が上手く連携し普及しました。それぞれの知見を持った委員の皆様が集まる本審議会では、市の視点では気がつかないことをご意見いただき、市からも情報発信をするという双方向の発信がメリットですので、今後も続けていきたいです。また、市の取組を各委員からの発信により広げていただき、芦屋で起きていることを市民と共有いただき、ご意見をいただきましたら、市も優先順位の見直しも含めて取り入れていくことを検討したいと思っておりますのでご協力をお願いします。

和田谷委員：芦屋市は公式のYouTubeチャンネルはありますか。

事務局／竹内：芦屋市公式のYouTubeチャンネルでは各課が発信してほしい情報を集約し、投稿しています。

事務局／大上：子育て情報を発信する「子育てアプリ」では子育て世代へ向けて情報を発信しています。芦屋へ新たに転入する人には、「子育てアプリ」も知っていただけたらと思います。また、議会で、市はホームページや広報誌等で情報発信していると言うが、市民に届いてないとのご意見を受けています。秘書・広報課が発信する市の多岐にわたる情報では、必要な人に必要な情報を届けることは難しいので、対象を絞って、情報発信する方法を検討しなければいけません。男女共同参画の分野についても、関心を持っている人や持ってほしい人との情報共有方法を検討していきます。

和田谷委員：熊本県はLGBTに関する職員向けの講座をYouTubeで公開されたりしていて、勉強になります。最近だと、安芸高田市の石丸さんが全国的に注目されたのはYouTubeが大きな役割を果たしたと思うのですが、YouTubeはじめとしたSNSの活用というのは今後重要になってくると思います。

倉井委員：ホームページは多く閲覧される時代ではなくなっていますので、芦屋市の各事業でYouTubeをいかに活用するか考えてください。素材は芦屋市で作らなくても、他の自治体等全国で評判の良い情報をリンクして周知することも有効だと思います。

事務局／大上：委員の皆様の各分野の知見から市の課題に対応できることが今後もあると思いますので、またご相談させてください。

倉井委員：時代の流行を捉えることが一番大事です。市で抱え込まずとにかく情報発信を続けてください。

奥野会長：他にご意見ございますか。

田岡委員：即効性があつて手間がかからない発信方法の一つとして、高島市長のSNSは発信力があるので、男女共同参画に関する事業や相談を大事な時に投稿してもらうのはいかがでしょうか。また、母子家庭が抱える問題等は特に子育てと密接に関わるので、子育て関係の所管課のSNSを活用し、情報発信することが有効だと思います。

和田谷委員：センター通信「ウィザス」について、たしかに現在活躍している女性を取り上げていただくことも重要だと思いますが、活躍したくてもできずに苦しんでいる女性も多くおられると思います。一般市民の方向けの広報誌という意味で難しいところもあると思いますが、活躍したくても活躍できていない女性の存在を忘れず、女性が活躍できない背景にどういった構造的な問題が潜んでいるのか、そういったところにも光を当てていただきたいです。

奥野会長：ありがとうございます。今のご意見は大切ですが、広報媒体と掲載方法に工夫が必要です。委員の皆様には今後も現状を把握して、ご意見いただければと思います。

事務局／高松：一点だけ補足します。先ほど田岡委員からご意見いただき、部長の大上から申し上げた、「子育てアプリ」の活用について、本市で実施している男女共同参画事業や講座の情報は配信しておりますが、女性の悩み相談事業は、まだ配信していませんので、今後前向きに検討していきます。

奥野会長：ありがとうございました。それではお時間となりましたので、今後のスケジュールについて事務局からご説明をお願いいたします。

事務局／竹内：次第に記載のとおり、本審議会は、今年度は本日の開催のみの予定でございますが、もし令和6年度中に計画の見直し等、審議が必要な事項が生じた場合には、会長にお知らせし、第2回の開催をご案内しますので、よろしくをお願いいたします。また、本審議会における委員の皆様は令和7年3月末までとなります。大変お世話になりありがとうございます。来年度は今年度と同時期に第1回の開催を予定しております。内容といたしましては、今回と同様に計画の進行管理で、令和6年度実績のご報告と令和8年度の意識調査に向けた調査票案についてのご審議を予定しております。なお、本日の会議録が作成でき次第、委員の皆様にお送りします。原則、会議から1か月以内にホームページ上で公開となりますので、会議録の確認にご協力をよろしくお願いいたします。事務局からは、以上です。

奥野会長：ありがとうございます。それでは、本日の会議を終了いたします。